

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

令和8年度契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
海外業務請負:バングラデシュ稲研究所(バングラデシュ)における「OPTIMA-GSプロジェクト」に係る第1回圃場試験の圃場管理及び調査	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 理事長 長谷川 利広 茨城県つくば市大わし1-1	令和8年8月3日	バングラデシュ稲研究所 BRRI, Joydebpur, Gazipur-1701, BANGLADESH	バングラデシュ稲研究所(BRRI)は、バングラデシュにおける稲研究の中心的な公的研究機関であり、同国の稲作に関する圃場試験、栽培管理、品種・生産技術に関する知見と実施体制を有している。 本業務で対象とする水稲水管理試験を適切に実施するためには、現地の気象、土壌、水管理、栽培慣行を十分に理解し、圃場の準備から栽培管理、調査、データ整理までを一貫して実施できる機関に委託する必要がある。BRRIとは、これまでも共同研究を通じて、バングラデシュにおける水稲栽培試験および水管理試験をBRRIが管理している試験水田において実施してきた実績があり、当所の研究目的および試験内容について十分な理解を有している。また、同国において本業務に必要な圃場、研究人員、技術的知見および試験実施能力を備え、信頼性の高いデータを取得でき、本業務を実施するための条件を満たす唯一の機関といえる。以上のことから、本業務を適切かつ確実に実施できる機関はBRRI以外にはない。 会計規程第38条第1項第1号	—	3,222,000	—					
次世代バイオマスアップサイクル技術の利用に向けた環境性評価等実施及び国際認証制度フォローアップ調査	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 理事長 長谷川 利広 茨城県つくば市大わし1-1	令和8年8月7日	一般財団法人エネルギー総合工学研究所 東京都港区西新橋1-14-2	一般社団法人エネルギー総合工学研究所は、再生可能エネルギーおよびバイオマスの利活用に関して、専門的知見・分析能力を有している。また、関係省庁、ガス会社、電機会社、エンジニアリング企業等で構成される新エネルギー財団バイオマス委員会において委員長を務めており、制度形成に関する議論の方向性や政策的な検討事項について、委員会活動に基づく知見を踏まえた深い分析が可能な立場にある。このような業界動向や制度運用上の課題に関する理解は、LCA評価の設計において、制度の背景や実務的課題を踏まえた実効性のある分析を行うために不可欠である。さらに、同研究所では、専門性が高い小規模なチームが制度調査とLCA評価の両課題を包括して実施できる体制となっており、昨年度の制度調査の結果を踏まえたLCA設計や、現地調査での情報収集に必要な要素を加えるなど、柔軟に調整することが可能である。 このように、昨年度の調査を踏まえ、限られた期間内で迅速かつ柔軟にLCA評価を実施することできるのは、一般社団法人エネルギー総合工学研究所のみである。 会計規程第38条第1項第1号及び随意契約に関する取扱いについて第2(2)	—	5,652,900	—					
小型カットソーライーほか暗渠機一式	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 理事長 長谷川 利広 茨城県つくば市大わし1-1	令和8年8月20日	株式会社北海コーキ 北海道北見市豊地22-4	当該機材は商用でなく海外での研究を目的とした使用であることから特別な仕様となっており、指定代理店を介さず製造元である(株)北海コーキが直接販売を行うことから、(株)北海コーキが唯一の契約相手方となるため。 会計規程第38条第1項第1号	—	7,774,800	—					
委託研究「Leymus属遺伝資源を活用した次世代BNI強化コムギの創出」	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 理事長 長谷川 利広 茨城県つくば市大わし1-1	令和8年8月31日	国立大学法人鳥取大学 鳥取市湖山町南4丁目101番地	広く公募を行い、企画提案のあった機関について、委託研究審査委員会により審査を行い、左機関を決定した。 会計規程第38条第1項第1号	—	4,988,000	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。